

川島町地域包括支援センター実施方針の改正について

1 地域包括支援センター実施方針とは

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項の規定により、地域包括支援センターを別の法人に業務委託する場合には、地域包括支援センターの実施に係る方針を示さなければならないとされている。

2 改正の趣旨

このたび厚生労働省より、次の内容を追加記載する旨の通知があった。

- (1) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の実施方針
- (2) 地域ケア会議の運営方針

また、平成27年4月1日より、介護保険法の改正により新たな事業が追加されたことにより、次の内容を追加する必要性が発生した。

- (1) 在宅医療と介護の連携事業に関すること。
- (2) 生活支援体制整備事業に関すること。
- (3) 認知症施策推進事業に関すること。

3 改正内容

当町では平成24年度に「川島町地域包括支援センター実施方針」を策定。

今回は改正内容が多く、また初回方針策定から3年が経過していることを踏まえ、初回方針を基調に大幅な改正とした。

詳細は別紙参照。

川島町地域包括支援センター実施方針

平成28年3月

川 島 町

目 次

1	方針策定の趣旨	P. 3
2	地域包括支援センターの目的	P. 3
3	地域包括支援センターの設置主体及び責務	P. 3
4	地域包括支援センターの基本的な考え方や理念	P. 3
	(1) 公益性	P. 3
	(2) 地域性	P. 3
	(3) 協働性	P. 4
5	地域包括支援センターの実施方針	P. 4
	(1) 地域包括ケアシステムの構築推進方針	P. 4
	(2) 地域のニーズごとに応じて重点的に行うべき業務の方針	P. 4
	(3) 地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針	P. 4
	(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針	P. 4
	(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針	P. 5
	(6) 地域ケア会議の運営方針	P. 5
	(7) 町との連携方針	P. 5
	(8) 公正性・中立性確保のための方針	P. 5
	(9) その他	P. 5
6	包括的支援事業推進の方針	P. 5
	(1) 共通事項	P. 5
	ア 事業計画の策定	P. 5
	イ 個人情報保護	P. 5
	ウ 広報活動	P. 6
	エ 苦情対応	P. 6
	オ 地域ケア会議の開催	P. 6
	(2) 総合相談業務	P. 6
	ア 実態把握	P. 6
	イ 総合相談業務	P. 6
	ウ 困難事例の対応	P. 6
	エ ネットワークの構築	P. 6
	オ 地域の社会資源やニーズの把握	P. 7

カ	地域住民の啓発活動	P. 7
(3)	権利擁護業務	P. 7
ア	権利擁護に関する啓発	P. 7
イ	高齢者虐待の対応	P. 7
ウ	成年後見制度	P. 7
エ	消費者被害防止	P. 7
(4)	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	P. 7
ア	関係機関との連携体制構築支援	P. 7
イ	介護支援専門員同士のネットワークの構築	P. 8
ウ	介護支援専門員の実践力向上支援	P. 8
7	地域包括ケアシステム構築推進の方針	P. 8
(1)	医療と介護の連携業務	P. 8
ア	医療と介護の連携業務への協力	P. 8
イ	個々の相談支援	P. 8
(2)	認知症施策の推進業務	P. 8
ア	認知症地域支援推進員の設置	P. 8
イ	認知症を地域で支える仕組みづくり	P. 8
ウ	認知症高齢者やその家族等への支援	P. 9
(3)	介護予防業務	P. 9
ア	対象者の把握	P. 9
イ	介護予防ケアマネジメント業務	P. 9
ウ	介護予防事業の推進	P. 9
(4)	生活支援体制整備業務	P. 9
ア	生活支援体制整備業務への協力	P. 9
(5)	地域ケア会議	P. 9
ア	地域包括支援センター単位で行う地域ケア会議の開催	P. 9
イ	町が行う個別地域ケア会議の出席及び協力	P. 10
8	指定介護予防支援事業所業務	P. 10

1 方針策定の趣旨

この「川島町地域包括支援センター実施方針」は、介護保険法第115条の47に基づき、地域包括支援センターの目的、運営上の基本的な考え方及び理念、業務推進の方針を明確にし、業務の円滑で効率的、効果的な実施に資することを目的に策定する。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する（介護保険法第115条の47）。

また、高齢者が住みなれた地域で、いつまでも自分らしく安心した日常生活を送れるよう、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するための重要な機関としての役割を担う。

3 地域包括支援センターの設置主体及び責務

地域包括支援センターの設置責任主体は川島町とする。

町は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

また、町が設置する地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価を行う機関として役割を發揮することにより、町の適切な意思決定に関与し、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保する。

4 地域包括支援センターの基本的な考え方や理念

(1) 公益性

地域包括支援センターは、町の介護、福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立な事業運営を行う。また、地域包括支援センターの運営に係る費用は、町民の負担する介護保険料や、国、県、町の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性

地域包括支援センターは、地域の介護、福祉サービスの提供体制を支える中核的な

機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。また、地域包括支援センター運営協議会や、様々な機会を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護サービス提供事業者等の意見を幅広く汲み上げ、地域と連携して保健医療の向上及び福祉の増進に向けて活動する。

(3) 協働性

地域包括支援センターの保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職種が相互に情報を共有し、理念、方針を理解した上で、連携及び協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支える。

また、地域の保健、福祉、医療の専門職やボランティア、公共機関、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。

5 地域包括支援センターの実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築推進方針

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気に安心して地域で暮らし続けることができるよう、「医療、介護、介護予防、住まい、生活支援」を切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築を推進する。

(2) 地域のニーズごとに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護サービス提供事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、単身高齢者や高齢者のみ世帯の増加、認知症の増加など、日々変化する地域の実情や課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 地域社会との連携及び専門職との連携構築の方針

地域における多職種連携を進めるため、地域包括支援センターが中心となり、地域の保健、福祉、医療の専門職や、民生委員、ボランティア、区長などの住民組織、社会福祉協議会やその他関係機関と連携を図り、高齢者の支援につながるネットワークを構築する。

(4) 介護予防に係るケアマネジメントの実施方針

要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目標とした介護予防ケアマネジメントを展開し、自立に資するサービスの利用や、地域における自立した日常生活の支援のための個別計画を作成する。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

高齢者がより元気で安心して暮らせるために、高齢者を支援する一員である介護支援専門員の相談支援や、定期的な情報交換、資質向上に向けた勉強会の開催を行う。

(6) 地域ケア会議の運営方針

地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センター単位で行う個別地域ケア会議（旧ケアマネジャー学習会）を定期的を開催する。また、町が実施する地域ケア会議において、課題抽出や問題提起等を行うなど、地域ケア会議の実施に積極的に関与する。

(7) 町との連携方針

介護保険担当のみならず、健康増進、社会福祉など、庁内多部門と連携を図りながら業務を実施する。また、町、社会福祉協議会及び地域包括支援センターの三者で行う合同ミーティングを開催し、定期的な情報共有に努める。

(8) 公正性・中立性確保のための方針

第4項に規定する地域包括支援センターの基本的な考え方や理念を十分認識し、日々の業務に従事する。また、公正性及び中立性を確保するために、地域包括支援センター運営協議会において事業評価を行う際、業務の報告及び説明等の協力を行う。

(9) その他

その他地域の実情や、地域包括支援センター運営協議会が必要であると判断したもののについては、随時方針として掲げるものとする。

6 包括的支援事業推進の方針

(1) 共通事項

ア 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題及び重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努めるため、事業計画を定める。

イ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、川島町個人情報保護条例（平成13年条例第14号）及び関係法規を遵守するものとする。また、利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めるものとし、相談者対応については、プライバシーを確保できるよう配慮する。

ウ 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施し、業務への理解と協力を得るために、パンフレット等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

エ 苦情対応

地域包括支援センターへの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、記録や情報共有を行うほか、必要に応じて改善策を講じる。また、苦情受付担当者責任者第三者委員の表示や、苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解するよう、適切に運用する。

オ 地域ケア会議の開催

困難事例の解決に向けた支援や、地域課題の発掘、関係者のネットワークの構築のため、地域包括支援センター単位の地域ケア会議（旧ケアマネジャー学習会）を定期的で開催する。

(2) 総合相談業務

ア 実態把握

様々な手段により、地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期に対応できるよう取り組む。

イ 総合相談業務

地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、また複雑かつ多様化する相談内容に対し、地域包括支援センターの専門職種が連携してチームとして対応策を検討し、速やかな初期対応を行うとともに、福祉や医療、その他関係機関へのサービスへつなげる。

ウ 困難事例の対応

重層的課題のある対象者や、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等、困難事例を把握した場合は、実態把握の上、町や関係機関等と連携を図り、対応を図る。

エ ネットワークの構築

高齢者のよりよい支援につなげるため、介護支援専門員、介護サービス提供事業者、医療機関などの専門的な関係機関は元より、ボランティアや民生委員、区長な

どの住民団体や、社会福祉協議会とのつながりを密にし、関係者のネットワークを構築する。

オ 地域の社会資源やニーズの把握

介護サービスや福祉サービスは元より、医療機関や、相談機関などの専門機関の情報、地域のインフォーマルサービスなどの情報を収集し、情報誌を作成するなど、活用可能な社会資源やニーズの把握を行う。

カ 地域住民の啓発活動

地域住民が必要な情報を共有し、相互的な地域の連帯や個人の尊厳を尊重し、理解するために必要な啓発活動に取り組む。

(3) 権利擁護業務

ア 権利擁護に関する啓発

高齢者虐待の防止や成年後見制度の活用、消費者被害の防止等に関する権利擁護について、関係機関や地域団体、介護サービス提供事業所や住民等が理解を深め、権利侵害を防止するための啓発活動に取り組む。

イ 高齢者虐待の対応

地域住民や関係機関等との連携を密にし、早期発見及び虐待防止に取り組む。また、通報や相談等を受けたときは、速やかに町の担当者へ報告するとともに、当該高齢者の状況を把握し、適切な対応を行うよう努める。

ウ 成年後見制度

認知症等により判断能力の低下が見られるときは、成年後見制度や、適切なサービス利用及び支援につながるよう助言を行うとともに、制度の周知及び啓発に努める。

エ 消費者被害防止

地域団体及び関係機関との連携の下、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により、被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害の回復のための支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 関係機関との連携体制構築支援

利用者の支援におけるチームを適時適切に機能させるために必要な介護支援専門員、介護サービス提供事業者、医療機関、民生委員、社会福祉協議会及びボラン

ティア等の関係機関とのネットワークを構築するため、関係機関の情報提供や意見交換等の場の設定、情報共有のためのルール作りなど、関係機関等との連携体制を構築する。

イ 介護支援専門員同士のネットワークの構築

介護支援専門員同士の具体的な情報の共有を可能とするとともに、地域包括支援センターの職員が実際に協力して支援に当たる等、地域の介護支援専門員同士のネットワークを構築する。

ウ 介護支援専門員の実践力向上支援

地域の介護支援専門員が、どのような実践力を高める必要があるかを把握し、町職員や介護支援専門員の職能団体とともに、必要な研修を企画し、開催する。

エ 個々の介護支援専門員に対する支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、援助において困難を抱えたとき、地域包括支援センターに相談しやすい体制をつくとともに、様々な方法により、介護支援専門員を支援する。

7 地域包括ケアシステム構築推進の方針

(1) 医療と介護の連携業務

ア 医療と介護の連携業務への協力

町が主体的に行う医療と介護の連携業務について、専門職としての意見を提言したり、住民への普及啓発を行うなど協力を行う。また、医療と介護の多職種が連携するネットワークの構築など、課題解決に向けた取り組みを行う。

イ 個々の相談支援

医療と介護の連携が必要な対象者及びその家族等に対し、必要に応じて関係機関を紹介したり、情報提供を行うなど、医療と介護の連携に関する相談支援を行う。

(2) 認知症施策の推進業務

ア 認知症地域支援推進員の設置

地域の認知症に関する課題や問題等に取り組む存在として、認知症地域支援推進員を設置する。ただし、地域包括支援センターの職員が兼務しても差し支えない。

イ 認知症を地域で支える仕組みづくり

認知症の人を地域全体で支える仕組みづくりを目指し、認知症サポーター養成講

座の開催や、その他認知症に関する知識の普及啓発を行う。また、認知症カフェや住民の憩いの場など、住民が主体的に行う事業などに対し、助言や支援を行うなど、積極的に介入する。

ウ 認知症高齢者やその家族等への支援

認知症の人や、その家族等を支援する相談業務や、適切な医療機関及びサービスへつなげるなどの支援を行う。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。

(3) 介護予防業務

ア 対象者の把握

前述総合相談業務における実態把握や、本人家族からの相談及び民生委員やボランティア等からの情報提供などにより、介護予防ケアマネジメントを要する対象者を把握する。

イ 介護予防ケアマネジメント業務

前述で把握した対象者に対し、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目標に、自立に資するサービスの利用や、地域における自立した日常生活の支援のためのケアマネジメントを行い、対象者の状況に応じて、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント、その他の介護予防ケアマネジメントによる個別計画を作成する。

ウ 介護予防事業の推進

介護予防ケアマネジメント業務にて把握した課題や、地域住民が主体となって行う介護予防への取り組みなどに対し、具体的に事業化を図ったり、必要に応じて助言及び指導等を行うなど、積極的な取り組みを行う。

(4) 生活支援体制整備業務

ア 生活支援体制整備業務への協力

町が主体的に行う生活支援体制整備事業について、専門職としての意見を提言したり、住民への普及啓発を行うなど協力を行う。また、必要に応じてボランティアの育成や事業の構築など、課題解決に向けた取り組みを行う。

(5) 地域ケア会議

ア 地域包括支援センター単位で行う地域ケア会議の開催

包括的支援事業を効率的、効果的に行うために、個別課題の解決や、関係機関のネットワークの構築を中心に、介護支援専門員及び関係機関等が参加する地域包括

支援センター単位で行う地域ケア会議を開催する。

イ 町が行う個別地域ケア会議の出席及び協力

自立に向けた個別課題の解決に資するため、町が主体的に行う個別地域ケア会議に出席するとともに、会議における助言及び課題の抽出、社会資源の開発等につながる意見の提案等に努める。また、町が主体的に行う個別地域ケア会議に対し、進行や記録、その他必要な役割等の協力を行う。

8 指定介護予防支援事業所業務

川島町指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年条例第12号)に基づき、要支援認定を受けた者に対し、自立及び介護予防を目標とした予防給付の利用や、介護予防・日常生活支援総合事業の利用、インフォーマルサービスの利用や関係機関のネットワークを構築するなど、要支援認定からの卒業を目指した介護予防支援業務を行う。